

関川村空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 30 日

要 綱 第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、移住希望者等に提供可能な空き家情報を充実させ、村内への移住及び定住を促進するため、空き家バンクに登録しようとする空き家の所有者等が家財道具等を処分するのに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、関川村補助金等交付規則（昭和 40 年関川村規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 関川村空き家バンク事業実施要綱（平成 28 年関川村要綱第 15 号）による空き家情報を紹介する制度をいう。
- (2) 補助対象空き家 空き家バンクに登録又は登録されることが確実な物件
- (3) 所有者等 補助対象空き家について所有権又は売却を行うことができる権利を有する者
(補助対象者)

第 3 条 この補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者等
- (2) 補助対象空き家について、過去にこの補助金の交付を受けていない者
(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 家財道具等の搬出及び処分に要する経費
- (2) 前号に付帯する清掃に要する経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 とする。ただし、その額が 20 万円を超える場合は、20 万円とする。

2 前項に規定する額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定による交付申請は、関川村空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、必要書類を添えて村長に提出するものとする。

(交付決定)

第 7 条 規則第 6 条の規定による交付決定の通知は、関川村空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付決定書（様式第 2 号）によるものとする。

(変更交付申請兼実績報告)

第8条 前条の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、事業完了から20日以内又は交付決定通知を受けた日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、関川村空き家活用のための家財道具等処分費補助金変更交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第3号）により事業を精算し、必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、変更交付決定及び交付確定額を関川村空き家活用のための家財道具等処分費補助金変更交付決定書兼額の確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 村長は、原則として関川村空き家活用のための家財道具等処分費補助金変更交付申請書兼実績報告書兼請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。ただし、提出書類に不備等があったときは、この限りではない。

（交付の取消し）

第11条 村長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して2年以内に、交付対象となった空き家の空き家バンクへの登録を抹消したとき。ただし、空き家バンクの利用者に売却した場合を除く。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して2年以内に、所有者等又は所有者等の3親等以内の親族が交付対象となった空き家を居住の用に供したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (5) その他村長が補助金の交付の決定を取消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 村長は、前条の規定により補助金の交付の全部又は一部を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付要件を満たしていた期間が1年以内の場合
当該補助金の交付の額の100分の100に相当する額
- (2) 家財道具等処分補助金の交付の要件を満たしていた期間が1年を超え2年以内の場合
当該補助金の交付の額の100分の75に相当する額

2 村長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、関川村空き家活用のための家財道具等処分費補助金返還命令書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。